

【変更日：令和5年1月1日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
<p>第2条（借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出基準日と適用開始日）</p>	<p>1. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。</p> <p>ただし、この特約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第1条に定める基準金利を比較し、差が生じた場合は、その差と同一幅で借入利率を変更するものとします。</p> <p>2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>3. 本条により利率が変更された場合、金庫は、原則として変更後第1回の約定返済日の前日までに、変更後の借入利率、毎月の返済金額、半年ごとの増額返済金額等を文書により通知するものとします。</p>	<p>1. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。</p> <p>ただし、この特約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第1条に定める基準金利を比較し、差が生じた場合は、その差と同一幅で借入利率を変更するものとします。</p> <p>2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。</p> <p>① 毎月返済の部分</p> <p>イ 半年ごとの増額返済を併用しない場合 基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日から適用されるものとし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>ロ 半年ごとの増額返済を併用する場合 基準日以降最初に到来する半年ごとの約定返済日の翌日から適用されるものとし、適用開始日の翌月の約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>② 半年ごとの増額返済部分 基準日以降最初に到来する約定返済日の翌日から適用されるものとし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。</p> <p>3. 本条により利率が変更された場合、金庫は、原則として変更後第1回の約定返済日の前日までに、変更後の借入利率、毎月の返済金額、半年ごとの増額返済金額等を文書により通知するものとします。</p>	<p>当金庫が更改するシステムの制約により、令和5年1月以降は、基準金利は変更された場合の新金利の適用タイミングを半年ごと増額返済の有無に関わらず統一した取扱とさせていただきますこととし、該当部分を改定いたします。</p>